

マイナンバー付番システム等の構築
に係る情報提供依頼書
(RFI : Request For Information)

平成 24 年 1 月 6 日

総務省自治行政局住民制度課

目次

1. 概要	1
(1) 件名	1
(2) 目的	1
(3) 範囲	1
2. システム構築スケジュール（予定）	2
3. 実施時期	2
4. 情報提供の依頼内容等	2
(1) 情報提供において考慮すべき事項	2
(2) 提案に含める内容	3
5. 情報等の取扱い	4
6. 資料の提出方法等	4
(1) 資料の形式	4
(2) 提出期限	4
7. 本RFIに関する質問	5
(1) 質問方法	5
(2) 質問受付期間	5
8. 説明会の開催	5
(1) 開催日時	5
(2) 開催場所	5
(3) 参加申込	5
9. 照会先	5
10. 資料の提出先	5

参考資料一覧

- 参考資料 1 番号制度における情報連携のイメージ
- 参考資料 2 社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について【中間論点整理】
(平成 23 年 6 月 30 日住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会)
- 参考資料 3 社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(平成 23 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部)
- 参考資料 4 社会保障・税番号要綱(平成 23 年 4 月 28 日社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会)
- 参考資料 5 社会保障・税番号大綱(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部)
- 参考資料 6 社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要(平成 23 年 12 月 16 日社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会)
- 参考資料 7 個人情報保護ワーキンググループ及び情報連携基盤技術ワーキンググループ
- 参考資料 8 業務・システム最適化指針(ガイドライン)(2006 年(平成 18 年) 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)
- 参考資料 9 情報システムに係る政府調達の基本指針(2007 年(平成 19 年)3 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)
- 参考資料 10 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準(2011 年(平成 23 年) 4 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定)
- 参考資料 11 「情報システムに係る政府調達の基本指針」実務手引書(2007 年(平成 19 年) 7 月 1 日総務省行政管理局作成)

参考資料 12 情報システム調達のための技術参照モデル（TRM）平成 22 年度
版（2011 年（平成 23 年）6 月 経済産業省 商務情報政策局 情報
処理振興課・独立行政法人 情報処理推進機構作成）

1. 概要

(1) 件名

マイナンバー付番システム等の構築に係る情報提供依頼

(2) 目的

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）については、これまでに導入に向けた検討が重ねられており、平成23年1月31日には、政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」が決定されたところであり、また、同年4月28日に「社会保障・税番号要綱」が、また、同年6月30日には「社会保障・税番号大綱」が取りまとめられたところであり、秋以降可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出していくこととなっている。

また、平成23年12月16日には、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会において「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」が決定されている。

番号制度は、国民が公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるような社会を実現することを目的として、「付番」、「情報連携」、「本人確認」の3つの仕組みで構成されるものであり、これらの仕組みを実現するため、マイナンバー付番システム等を構築するものである。

マイナンバー付番システム等の構築に当たっては、セキュリティ対策や個人情報保護の保護、稼働の安定性、コストパフォーマンスなどを考慮しつつ、制度や業務要件等の可変性や拡張性等にも十分配慮しながら、弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。さらに、将来的に幅広い分野における番号の利用等を検討することとされていることから、将来の拡張性にも配慮する必要がある。

このため、マイナンバー付番システム等に必要となる機能、当該機能を実現させるための方法、それらのコスト評価等について、事業者等から広く意見を収集し、今後実施を予定しているシステム構築の内容の妥当性や、実現するために複数の案が考えられるものについての比較検討を行うものである。

なお、費用や効率性、安全性等の観点により、より良い実現方法があれば、積極的な提案を求めるものである。

(3) 範囲

マイナンバー付番システム等の構築に係る情報提供依頼（以下「本RFI」という。）の範囲は、マイナンバーの付番、本人確認及び番号確認並びにマイ・ポータルへのログインのための認証（以下「付番システム等」という。）に必要

な次のものを対象範囲とする。

付番システム等の概要は、参考資料を参照のこと。

- ① 付番システム等の構築（ネットワーク機器等を含む。）
- ② 付番システム等の運用及び保守

2. システム構築スケジュール（予定）

システム構築に向けた当面のスケジュールは以下のとおりである。

- (1) 平成 24 年 1 月～2 月
R F I（本情報提供依頼書によるもの）
- (2) 平成 24 年 2 月～法案成立
付番システム等の調達計画書案・調達仕様書案等の検討及び作成
- (3) 法案成立後～
付番システム等の調達に係る意見招請及び意見招請結果への対応
- (4) 意見招請結果への対応後～
付番システム等の調達に係る入札公告、提案書の審査及び受託者の決定
- (5) 適正な手続きの下、なるべく早期～
付番システム等の基本設計開始

なお、付番システム等に係る分離調達の単位（設計・開発／ハードウェア・ソフトウェア／運用・保守）は、上記(2)の中で検討を行う予定である。

3. 実施時期

平成 24 年 1 月 6 日（金曜日）～平成 24 年 2 月 13 日（月曜日）

4. 情報提供の依頼内容等

資料の作成に当たっては、参考資料に示した資料を熟読して定義表現の曖昧さを排除しつつ、次の各項に記載する事項に留意し作成すること。

なお、資料を提供する範囲・提案に含める内容については、全部又は一部でも可とする。

(1) 情報提供において考慮すべき事項

① 可変性及び拡張性

セキュリティ対策や個人情報の保護、稼働の安定性、コストパフォーマンスなどを考慮しつつ、制度や業務要件等の可変性や拡張性等にも十分配慮したものであること。

- ② 製品の使用期間
情報提供を求める情報システムにおける機器等の使用期間は約5年を予定しており、製品の生産中止時期及びサポート終了時期を考慮したものであること。
- ③ 調達方法
調達方法は、総合評価落札方式による入札を予定している。
- ④ 機能の追加提示
本書（参考資料を含む。）に規定されていない追加機能等については、追加が必要と思われる場合、追加したことを明示した上で提案すること。
- ⑤ 処理性能
システム構築に必要な物品において処理性能に影響を与える要因について資料を提供すること。

(2) 提案に含める内容

- ① 提案に当たっての前提事項
- ② 機能の実現方法
- ③ 適用可能な技術及び当該技術の動向
- ④ 想定される構築条件及びリスク等
- ⑤ 調達仕様書提示要件に対する提言（機能要件及び非機能要件等）
- ⑥ 詳細作業項目分類（WBS：Work Breakdown Structure）
詳細な作業項目分類（WBS：Work Breakdown Structure）及び概算見積を提案に含めることとする。なお、運用・保守（年間）に関しては、作業内容と時期・工数等の説明可能な記述でも可とする。
- ⑦ 開発手法及び想定スケジュール
前述の詳細作業項目分類（WBS：Work Breakdown Structure）に従い、システム構築のスケジュールを提案すること。
- ⑧ 標準的なネットワーク構成やインフラ構成、関係機関との接続方式
- ⑨ 導入費用と年間運用経費（運用・保守）、機器にかかる費用のその内訳（明細）
機器については、可能な限り、主要製品の型番等の詳細情報も提供すること。
- ⑩ 業務継続措置
大規模災害時や、重大な機器等の故障等が発生した場合においても業務を継続することができる機能等
- ⑪ 関係機関の支援事項
システム構築・運用・保守等を実施するに当たって、関係機関に期待する

作業等

- ⑫ その他、システム構築・運用・保守等に必要と考えられる事項

5. 情報等の取扱い

本RFIにおいて、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本RFIは、マイナンバー付番システム等に関する実現性を確認するための技術や費用等について、広く情報を得るための手段としたものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではないこと。
- (2) 本RFIにおいて、総務省から資料の提供を受けた場合は、本RFI終了後に返却すること。
- (3) 本RFIに対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではないこと。
- (4) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、総務省から提出された資料等の内容等について照会または追加の資料提供を依頼する場合があること。
- (5) 本RFIの実施に要する費用は、すべて事業者等の負担とすること。
- (6) 本RFIにおいて提供を受けた提案、資料等は返却しない。
- (7) 提供を受けた提案、資料等については、社会保障・税に関わる番号制度の関係者に限り、複写・配付が行われる。また、提供者に断りなく他者には提供しない。
- (8) 提供を受けた提案、資料等については、今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する場合がある。

6. 資料の提出方法等

(1) 資料の形式

資料については、日本工業規格A列4番（又はA列3番）で日本語により作成の上、書類により2部提供するほか、同内容を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を併せて、下記10.に記載する提出先に提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記し提出すること。

なお、電子媒体によるファイル形式は「Microsoft Word 2010」、「Microsoft Excel 2010」、「Microsoft Power Point 2010」（カタログ等を添付する場合は、PDF形式による提出も可）で読み込み可能なファイル形式で作成すること。

(2) 提出期限

平成24年2月13日（月曜日）18時とする。

なお、直接持参する以外の方法による提出の場合は、必ず事前に下記10.

まで連絡すること。

7. 本 R F I に関する質問

本 R F I に質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

別紙の質問表に記載し、下記 9. に記載する照会先に E-Mail にて問い合わせることとし、件名については「R F I に関する質問」とすること。なお、郵送は不可とする。

(2) 質問受付期間

平成 24 年 1 月 6 日（金曜日）～平成 24 年 2 月 6 日（月曜日）15 時

8. 説明会の開催

本 R F I に関して、以下のとおり、資料の提供を検討している又は今後検討を行う予定である事業者等向けの説明会を開催する。なお、申し込みの状況によっては、人数の制限をする場合もある。

(1) 開催日時

平成 24 年 1 月 16 日（月曜日）14 時 ～ 15 時

(2) 開催場所

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 合同庁舎 2 号館 6 階会計課入札室

(3) 参加申込

平成 24 年 1 月 13 日（金曜日）18 時までに、下記 9. に記載する照会先に E-Mail にて申込を行うこと（様式任意）。

9. 照会先

総務省自治行政局住民制度課 担当 浦上、館野

東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2 総務省 4 階

電話：03（5253）5517

E-Mail juki@soumu.go.jp

10. 資料の提出先

総務省自治行政局住民制度課 担当 浦上、館野

東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2 総務省 4 階

電話：03（5253）5517